

平成26年度 指定障害福祉サービス事業所実地指導結果通知書

事業所名称 クローバー

実施事業

生活介護

通知事項 有り

下記のとおり改善を要する事項が認められましたので通知します。

指摘区分	要報告事項	根拠法令等
改善又は是正を要する事項		
	従たる事業所「Begin」について、地域活動支援センター「いとぐるま」と不適切に一体運営されており、制度を含めて別の事業となるので、一体運営は認められないため、速やかに運営内容を整理して制度に則った運営となるよう是正するとともに、必要な届出を行いその内容を報告すること。	厚労省通知 (平成18年12月6日障障発第1206001号)

上記事項については、早急に改善を図るとともに、下記書類により報告してください。

【必要書類】 (1) 改善報告書→「障害福祉情報サービスかながわ」より入手できます。

(2) 改善状況を確認できる書類※過誤申立書、任意書式等

【提出期限】 平成27年4月30日(木)

指摘区分	通知事項	
改善又は是正を要する事項	根拠法令等	
	個別支援計画のモニタリングについて、適切な期間で行うこと。	基準条例 第95条 (第60条準用)
	個人情報に係る書類の保管方法を改めること。	基準条例 第95条 (第37条準用)
	送迎について、加算の適正な請求、根拠の明確化のために送迎予定、送迎結果を書類に残すこと。	平18厚告523 (6-12)
	欠席時対応加算について、加算要件を確認し、必要な記録を残すこと。	平18厚告523 (6-7)
	運営規定の営業時間について、実態に合わせて見直しを行うとともに、必要な届出を行うこと。 また、通常の事業の実施地域についても併せて検討して修正すること。	法 第46条
	労働基準法に規定する「時間外労働及び休日労働に関する協定」について、労働基準監督署への届出が遅れているので、是正すること。	労働基準法36条
	ロッカー等に転倒防止策を講じること。 併せて、棚等からの落下防止策を施すこと。	横浜市防災計画震災対策編第2部第10章第3節
	事業所として必要量の防災備蓄（飲料水）を行うこと。	横浜市防災計画
	カーテン等に防災加工を施し、防災加工済みの旨表示すること。	消防法第8条 社会福祉施設における防火安全対策の強化について
	苦情解決の任組みについて、第三者委員が直接苦情を受け付けられる体制を整えること。	・基準条例 第95条 (第40条準用) ・苦情解決指針
	利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うこと。 なお、残高証明書発行料は、生産活動の必要経費に含めないこと。	基準条例 第87条

※法 : 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)
基準条例: 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月28日 条例第64号)

2014年度 生活介護事業所 実地指導 報告事項改善報告書

横浜市長 林 文子 殿

法人名 社会福祉法人 クローバー
 法人所在地 横浜市戸塚区舞岡町 3306
 代表者名 理事長・高橋良壽
 事業所名 生活介護事業所クローバー

指摘区分	要報告事項	
	指摘事項	
	改善報告事項	
	<p>従たる事業所「Begin」と地域活動支援センター「いとぐるま」において一体となって運営が行われているため、速やかに是正するように。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員会議, メンバー会議, 朝と帰りの会等と一緒に行われていたので、別々に実施するようにした。 ・ 下駄箱, 机, ロッカー等がきちんと区分けされていなかったため区分けをはっきりさせた。 ・ 利用者の活動と一緒に行われている事があったため別々に実施するようにした。 ・ 市に提出をした図面と実際の利用方法が合致していなかったため整理し、改めて図面を提出する。 <p>※ 01/07 メンバー会議にて管理者より利用者に説明を行った。</p>

2015年05月20日

2014年度 生活介護事業所 実地指導 報告事項改善報告書

法人名 社会福祉法人 クローバー

法人所在地 横浜市戸塚区舞岡町 3306

代表者名 理事長・高橋良壽

事業所名 生活介護事業所クローバー

指摘区分	通知事項	
是正を要する事項		改善報告事項
	支援計画モニタリングを適切な期間で実施すること。	改善済み
	個人情報に係る書類（日報）の保管方法を改めること。	改善済み
	送迎について 加算の根拠を明確にすること。	予定表と送迎加算算定シートを作成し対応
	欠席時対応加算について加算要求の記録を残すこと。	改めて担当職員に対し日報に必要事項を記載するよう説明した
	運営規程の営業時間と実施地域を修正すること。	営業時間 09:00～15:30（実態に合わせ統一） 実施地域 戸塚区と泉区に限定 改めて運営規程を提出する
	36協定の提出日を遅れずに提出すること。	改善済み
	ロッカー等の転倒防止策, 棚からの落下防止策を施すこと。	改善済み（別紙参照）
	必要量の防災備蓄（飲料水）を備えること。	改善済み（別紙参照）
	第三者委員が直接苦情を受けられる体制を整えること。	現委員に電話番号の掲示の許可を確認し、問題がある場合は事情を説明し委員を交代していただく予定
	授産会計において必要経費を控除した額を工賃として支払うこと。また、残高証明書発行料は経費に含めないこと。	必要備品を購入する事を目的としながら対応できていなかったため、必要備品を購入。今後は残金を残さないようにする 残高証明発行料については改善済み

1 掃除用具入れの転倒防止が未実施だったため、転倒防止粘着マットにて固定。



2 一部のカーテンが防災加工でなかったため、防災加工の物に交換.



3 備蓄用水 一日 3ℓ×20 人分+調理用水を整備



①事務室書棚の上の荷物



撤去済み

②作業室の棚の上の落下防止



落下防止粘着マットにて固定済み

③女性更衣室ロッカーの転倒防止



転倒防止安定版設置済み





④ 2F食堂横倉庫
(対策)
開閉防止フック取り付け



① 2F食堂の本棚
(対策)
転倒防止伸縮棒設置
上部段ボール撤去



② 2F階段横スチール棚
(対策)
食堂壁側に移動
転倒防止伸縮棒設置



③ 2F食堂食器棚
(対策)
開閉防止フック取り付け

⑤ 防災備蓄品の明確化
(対策)
事業所ごとに分別保管
(シールにて判別)

